

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問3（情）第9号）

### 第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和3年1月28日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

広島県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文，顛末書，診断書，事情聴取記録，その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）

大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件，同第68号同附帯控訴事件。判例タイムズNo. 1254（2008. 1. 15）151頁），平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件），平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（いずれも確定）など関連司法判断に従い，学校名，学校長名，教職員名など公務遂行情報は原則公開とすること。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求のうち、公立小・中学校については、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、高・養護・盲学校については、別表に掲げる行政文書を本件請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定し、本件対象文書のうち別表の「開示しない部分」欄に掲げる情報については、条例第10条第2号及び第6号の不開示情報に該当することを理由に行政文書部分

開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年2月5日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和3年2月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び再反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

###### (1) 審査請求書における主張

本件審査請求においては、同種文書について令和元年7月30日付けで出された「広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「審査会答申」という。）」における「第5 審査会の判断」の関連箇所を参照しつつ、その問題点を指摘することによって、審査請求人の主張を示す。

ア 学校名及び加害教員の氏名は条例第10条第2号本文後段該当ではないこと

審査会答申は、「学校名の一部及び加害教員名」につき、「被害児童・生徒を特定することは困難」として条例第10条第2号本文前段非該当と認めつつ、「公にすることにより、なお、被害児童・生徒の権利利益を害するおそれがある情報」であるとして、同号本文後段該当であるとしているが、「学校名の一部及び加害教員名」は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という条項で保護されるべき法益にはそもそもあたらない。

また、学校名及び加害教員名は、「公務員の職務の遂行に係る情報」で

あり、条例第10条第2号本文に対して、「ただし、次に掲げる情報を除く」とある例外情報に当たるのであるから、たとえ仮に、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であったとしても、開示されなければならない性質のものである。

すなわち、本件対象文書の記載情報は、「職務の遂行に係る情報」に該当するため、加害教員、学校長その他教員といった「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示されなければならない。

イ 「関係者の発言内容」と「人格的利益の結びつきの程度を判断するのは困難」だから条例第10条第2号本文後段該当であるとするは不当であること

審査会答申は、「関係者の発言内容」と「人格的利益の結びつきの程度を判断するのは困難」とし、一般に（当該発言者の人格的利益と）「結びついたものと推定するのが妥当」と述べつつ、「関係者の発言内容を見分したところ、明らかに発言者の人格的利益を害しないと認められるものはない」としているが、条例第10条第2号本文後段該当の場合こそが例外であって、そうした例外事項があるかどうかをいう視点から精査すべきである。

## (2) 反論書における主張

本件対象文書の部分開示範囲は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件及び第同68号事件（確定）。）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定）。）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年行ウ第26号事件（確定）。）等に照らし、違法な不開示部分を含むものである。また最近、もう一つ同種の結論に至った新判決が高知地方裁判所において出されている（令和3年2月5日高知地方裁判所判決（令和2年（行ウ）第1号）。これらの判決を総称して、以下「関連判決」という。）

ア 条例においては、公務員の「職務の遂行に係る情報」については、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる」と認められるもの」であっても、また「特定の個人を識別することはできないが、

公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は本件条例においては開示されなければならないのであるから，加害教員その他の教職員においては，本件対象文書の記載情報が「職務の遂行に係る情報」であるかどうかのみが争点となる。そして関連判決は，本件対象文書と同種の文書について，そこでの記載情報は，「職務の遂行に係る情報」であるとしている。

イ 被害児童生徒及びその保護者にとって，被害児童生徒が加害教員から体罰を受けたという情報（加害教員の立場からみれば，加害教員が，被害児童生徒に対し，体罰を行ったという情報），及び体罰の前後になされた加害教員その他の教職員と被害児童生徒及びその保護者とのやりとりに関する情報は，通常，知られたいと認められる情報であるといえるから，被害児童生徒及びその保護者を識別することができる限り，かかる情報は条例第10条第2号の保護するプライバシー情報に該当する。

しかし，加害教員が被害児童生徒に対し体罰を行ったという情報は，教育現場における教育指導等の過程で発生するものであって，加害教員その他の教職員との関係でみると，まさに公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であるといわざるを得ず，したがって，このような情報は条例第10条第2号の保護するプライバシー情報に該当しない。

ウ 本件対象文書の記載情報は，加害教員にとっては，「公務員たる教職員の職務の遂行に関する情報」であり，そこに公務員個人の私事に関する情報は含まれていないし，違法不当な職務遂行が行われたのか否か，それに対する調査が適切に行われたのか否か，違法不当な職務遂行の再発を防止するためにはいかなる措置が必要であり，かかる措置が適切に講じられているか否かを明らかにすることは，条例の制定目的である県の説明責任に叶うことである。また，体罰を行った公務員を特定の個人として識別できない形の情報として公開することは，あらゆる公務員の非違行為に係る情報について，その主体である公務員個人の識別情報は公開されないということになりかねないのであって，公務員の職務の遂行

に関する情報の公開においては、当該公務員個人のプライバシーは、情報公開自体の趣旨、目的を実現するために、一定程度の制限を受けることはやむを得ないのである。県民の「知る権利」を尊重し、実施機関の諸活動を県民に説明する責務を果たすために、当該体罰を行った公務員を識別することが必要であり、懲戒処分を受けたということは、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私事に関する情報」に該当するということとはできない。

エ 本件対象文書の記載情報は「通常他人に知られたくないものと認められるもの」とは認められない。そこに「公務員個人の私事に関する情報」は含まれていないとされていることを前提に考えられなければならない。

オ 被害児童生徒及びその保護者にとって、体罰を受けたという情報は、条例第10条第2号の保護するプライバシー情報に該当する。

ただし、プライバシー情報に該当するとしても、本件対象文書においては、条例第10条第2号前段の「特定の個人を識別することができる」場合に限られ、「特定の個人を識別することはできない」場合にもなおプライバシー該当とする同号後段には当たらない。本件対象文書には「個人の人格と密接に関連」するような記載はないと思われるためである。仮にあるとしてもそれは本件で部分開示とされている部分のような一般的広範なものにはならず、病名や行動など非典型的例外的なものとなるはずである。

モザイクアプローチによった場合でも、特定の個人を識別することが、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、「特別な手段方法」、「特別な調査」で取得できる他の情報と関連付けることで特定の個人を識別することができる「可能性」があるというに過ぎない場合は除かれ、「特殊な知識の持ち主が長時間をかけて上記関連情報と照合して検討を加えない限り、特定の個人を識別することができない場合は含まれない」のである。

また、事件関係者など「特定人」がその情報を入手することを想定して当該被害生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、不開示の範囲

が無限に広がりかねず、ひいては、県民の知る権利を具体化し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うして県民の県政への参加等を推進するという条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない。よってそうした「特定人基準」が許されるのは、「個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合」、すなわち当該被害児童生徒が「特異な行動をとったと認められるようなもの」やその「名誉を大きく侵害するようなもの」に限られ、そうでない場合は「一般人」を基準とせねばならない。

カ 実施機関はまた、「聴取内容」等につき、条例第10条第6号に該当することも主張するが、運用基準によると、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、「事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のもの」をいう。この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。実施機関はまさに「単なる抽象的な可能性」を論じているに過ぎず、「法的保護に値する蓋然性」について何の立証も主張もしていない。

### (3) 再反論書における主張

#### ア 再弁明書の「被処分者の処分内容の公表」について

実施機関がどのように「懲戒処分の公表指針」を持ち、懲戒処分を公表しているかは、条例の解釈及び適用に影響しない。

#### イ 再弁明書の「本件対象文書」について

第一に、そこに示されている平成15年最高裁判決は、公務員の「懲戒処分」を「私事に関する情報」とは認定しているが、「懲戒処分」に含まれない、より軽い訓告処分、嚴重注意等のそこにある「行政措置」については「私事に関する情報」とは認定していない。よって行政措置を受けたに過ぎない事例にまで本最高裁判決を拡張することはできない。本件対象文書において示された体罰事例に対する措置は、全て訓告及び嚴重

注意のみであると思われるので、実施機関の弁明には理由がない。

第二に、そこに示されている平成23年大阪高裁判決が「本件文書により個々の教職員が具体的にいかなる懲戒処分を受けたかは明らかにされていない」としているのは、ここでいう「本件文書」が、本件対象文書における「顛末書」に対応する「体罰事故報告書」であって、どのような体罰が行われたかの説明であって懲戒処分等の原因行為であって、懲戒処分等について記すものではない。

第三に、本件対象文書のうち「処分等に当たっての検討事項」という文書には「訓告処分」や「嚴重注意」の記載はある。しかしこれは実際に出された処分そのものではなく、あくまで「処分案」に過ぎない。よってこれから、実際に受けた懲戒処分等が分かるわけではない。よってこれは公務員の私事に関する情報ではない。

第四に、不開示事由は、対象文書そのものの上に記載されている必要がある。上記のとおり、「処分等に当たっての検討事項」という文書には「処分案」とはいえ、それに近い情報が記載されているとみ得る余地はある。他方で、「顛末書」と題された文書にはその記載はない。両者は作成者や作成日、作成目的を異にしており、仮に「処分等に当たっての検討事項」において不開示事由があるとされても、そこから同じ不開示事由が「顛末書」にもあると認めることはできない。

第五に、再弁明書では「何らかの懲戒処分を受けたことにとどまらず、懲戒処分等の具体的な内容が開示され、明らかになっている」とするが、要は個々の事例につき、「訓告処分」、「嚴重注意」といった処分内容が明らかになっている、ということである。しかし、それは関連判決の事件でも同様である。毎年度の体罰を理由とした懲戒処分については、文部科学省に報告することになっており、そこでは処分日のほか、被害児童生徒の学校種別や人数、体罰の態様やけがなどの被害内容、体罰の行われた場所なども示すこととされており、それと照らし合わせれば、個々の体罰事例に対する処分内容が判明するからである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び再弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おむね次のとおりである。

## 1 教職員の懲戒処分に係る事務について

県立学校に勤務する教職員が非違行為を行った場合、服務監督権者である実施機関は、当該教職員本人からの顛末書及び当該教職員の所属長からの顛末書又は報告書の提出を求め、当該非違行為の内容を確認する。

そして、当該非違行為を行った教職員、当該教職員が所属する校長、当該非違行為に係る教職員、被害児童・生徒等から事情聴取を行い、当該非違行為に係る認定事実、当該非違行為を行った教職員及び監督者に対する懲戒処分の量定の案等をまとめた懲戒処分等審査資料を作成し、処分等に当たっての検討事項についても考慮した上で、懲戒処分を決定する。

## 2 本件処分における条例の適用について

### (1) 弁明書における説明

ア 学校名の一部並びに被処分者、所属長及び関係教員の氏名については、具体的な学校名を公にした場合、学校が特定され、ひいては被害児童・生徒等が識別され得る。

仮に、被害児童・生徒等が識別され得ないとしても、本件対象文書では、体罰に至る経緯、被害児童・生徒の行動が開示されているものの、その内容は教員側からの視点による記載であり、被害児童・生徒はその記載内容に対する反論ができない中で、学校名の一部及び教員名が開示されると、既に開示されている体罰の原因とされる被害児童・生徒の行為が真実として受けとられ、また、体罰を受けたという不名誉な情報と結びついて、被害児童・生徒の権利利益が害される可能性がある。

また、個人の名誉や評価に関わる情報は、個人にとっての重大な権利として保護されるべきであるため、懲戒処分等を受けたという情報は、公務員という立場を離れた個人としての名誉や評価に関わる私生活上の利益であり、職務遂行情報には当たらず、また、公にされることにより個人の権利利益の侵害に結びつくものである。

そして、加害教員等の非違行為の内容や具体的にいかなる処分等を受



けたかが開示されている場合、学校名の一部や教員名を開示すれば、同僚や知人その他関係者に特定され、被処分者の権利利益を大きく損なう。

また、こうした情報が、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書のイに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに規定する例外的に開示しなければならない情報に該当しない。

なお、審査請求人は、「学校名の一部及び加害教員名は、…条例第10条第2号本文に対して、「ただし、次に掲げる情報を除く」とある例外情報に当たるのであるから、たとえ仮に「特定の個人が識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であったとしても、開示されなければならない性質のものである。」と主張する。

この点、条例第10条第2号本文後段は、「…特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について不開示情報としており、このうち「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同条同号ただし書ハ）に該当すれば、不開示情報に該当しないとしている。

すなわち、公務員等の職務遂行情報であったとしても、当該情報が公になることで、当該公務員以外の第三者である「個人」の権利利益が害される場合には、不開示情報に該当すると解される。

本件では、学校名・被処分者氏名は当該公務員の個人に関する情報であるが、これを公にすることにより、上記のとおり、被害児童・生徒の権利利益が害されるおそれがあるため、不開示情報に該当する。

イ 生徒の発言内容及びアンケートに対する回答は、当該生徒の心情が吐露されたものであり、個人の人格に密接に結びつく思想や信条を含んだ情報であるため、「個人に関する情報」に該当する。そして、これらの情報を公にした場合、被害生徒が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る。

また、児童の心身に関する状況は、当該児童の「個人に関する情報」であり、この情報を公にした場合、当該児童の権利利益が害されるおそれがある。

ウ 保護者の氏名は、当該保護者の「個人に関する情報」であり、保護者個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る。

エ 保護者の発言内容は、当該保護者の心情が吐露されたものであり、個人の人格に密接に結びつく思想や信条を含んだ情報であるため、「個人に関する情報」に該当する。そして、これらの情報を公にした場合、当該保護者が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る。

オ 被処分者又は所属長の謝罪等を表す情報については、個人の人格に密接に結びつく思想や信条を含んだ「個人に関する情報」であり、記述した者の心情が吐露されたものであるため、職務遂行情報には当たらない。

カ 被処分者及び所属長の職員番号及び勤務年数については、これらが公になると、被処分者の氏名ひいては学校名が特定され、被処分者の氏名及び学校名が特定されてしまうと、当該被害児童・生徒、被処分者及び所属長の権利利益が侵害される。

キ 被処分者及び所属長の勤務態度及び勤務評価を示す情報については、公務員個人の資質、名誉にかかわる公務員固有の情報であるため、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る。

ク 被処分者に対する聴取内容については、それを公にした場合、今後実施機関が職員の処分に係る事情聴取を行う際に、開示された内容から、被処分者が自己の事情聴取に係る質問内容を具体的に想定することが可能となる。また、自己に有利な回答を事前に準備することや自己に不利となる質問に対する回答を回避することも想定されることから、実施機関が処分対象事案に関して、非違行為に係る正確な事実関係や率直な心情等を把握することが困難になるおそれが生じる。

ケ 処分等に当たっての検討事項は、懲戒処分を行う材料についての具体的な基準とそれを運用する際の内部的取扱いを記載したものであり、不開示とした部分を開示すれば、個別の事案を当てはめることにより、具体的な処分量定を推測することが可能となる。そうすると、被処分者が、

処分量定を軽減させるため、事情聴取において曖昧な供述をするなど、処分を行う上で必要となる正確な事実の確認等が困難となるおそれがある。そのため、当該文書の不開示とした部分を公にすると、懲戒処分における実施機関の適正な判断が損なわれるおそれがあり、その結果、実施機関の行う人事管理に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

(2) 再弁明書における説明

ア 被処分者の処分内容の公表について

実施機関では、懲戒処分の公表指針「懲戒処分の公表について」（平成14年1月11日記者発表資料）を定め、懲戒処分の公表については、被処分者が特定されないような手法で、「処分年月日」、「被処分者の所属」、「被処分者の役職」、「被処分者の年齢」、「処分の内容」及び「処分理由の概要」を公表することとしている。

ただし、被処分者が管理職でない者で、処分量定が停職以下の懲戒処分については、「県立学校教諭」のような形で「被処分者の所属」及び「被処分者の役職」を公表することとしている。

イ 本件対象文書について

本件対象文書には、懲戒処分審査資料及び処分に当たっての検討事項が含まれており、これらの文書には被処分者に対する懲戒処分等の内容が記載されているところ、開示に当たっては、上記「懲戒処分の公表について」に則り、懲戒処分等の内容を開示とした。

懲戒処分を受けた事実について、平成15年11月21日最高裁判所第二小法廷判決は、具体的な懲戒処分の内容が明らかになっていることを前提に、「職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものといえることができる。」と判示している。

なお、審査請求人が言及している平成23年2月2日大阪高等裁判所判決は、体罰を行った教職員の具体的な懲戒処分等の内容が明らかになっていないことを前提として、「本件文書により個々の教職員が具体的に

いかなる懲戒処分等を受けたかは明らかにされていないことからすると、加害教員の体罰について調査・報告が行われたとの情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私事に関する精報に該当するということとはできない。」と判示している。

本件対象文書では、何らかの懲戒処分等を受けたことにとどまらず、懲戒処分等の具体的な内容が開示され、明らかになっていることから、審査請求人が言及する平成23年2月2日大阪高等裁判所判決とは前提が異なり、平成15年11月21日最高裁判所第二小法廷判決のとおり、公務員が懲戒処分等を受けたことを示す情報は、私事に関する情報の面を含むというべきであって、条例第10条第2号ただし書ハの職務遂行情報には該当しない。

本件対象文書においては、被処分者の氏名等を開示すれば、当該者が、具体的にどのような懲戒処分等を受けたかが明らかになるものであり、これらの教職員個人としての評価を低下させることとなる。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、別表の「行政文書の件名」欄における行政文書を特定し、別表の「開示しない部分」欄の情報が、条例第10条第2号及び第6号の不開示情報に該当するとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

#### (1) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、前段部分において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則不開示としている。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別

することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示とするものである。

そして、同号後段部分においては、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

なお、同号ただし書ハのうち、公務員等の勤務成績、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。

実施機関は、本件対象文書において、

- ・ 学校名の一部並びに加害教員、所属長及び同僚教員の氏名（印影を含む。以下「加害教員等氏名」という。）
- ・ 児童・生徒の氏名及び出席番号並びに保護者の氏名
- ・ 児童・生徒の心身に関する状況
- ・ 被害児童・生徒及び保護者の発言内容
- ・ 加害教員及び所属長の謝罪及び反省（以下「謝罪等」という。）を表す部分
- ・ 加害教員及び所属長の職員番号、勤務年数及び勤務評価

を条例第10条第2号の不開示情報としており、以下でその当否を検討する。

ア 学校名の一部及び加害教員等氏名

(ア) 条例第10条第2号前段の該当性について

実施機関は、学校名の一部及び加害教員等氏名について、開示した

場合、被害児童・生徒が特定され得ると主張しているため、これらの情報により被害児童・生徒が識別され得るかについて検討する。

条例第10条第2号本文中「他の情報」の範囲については、特定の個人と特別の関係のある者のみが有している情報を含むとすると、不開示情報の範囲は広範となり、個人に関する情報はほとんどが開示し得ないこととなりかねず、県が県政に関し県民に説明する責任を全うするよう努めるといふ条例の趣旨と照らし合わせて適当ではない。

したがって、「他の情報」とは、被害児童・生徒と関わりのない第三者（以下「一般人」という。）が通常入手し得る情報と考えられる。

一般人を基準として判断すると、入手できる情報は限られており、一般人が当該学校の名簿等被害児童・生徒の特定につながる情報を入手することは困難である。よって、学校名の一部及び加害教員等氏名と「一般人が通常入手し得る情報」を照合することにより、被害児童・生徒を特定することは困難であり、条例第10条第2号本文前段部分の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するとはいえない。

(イ) 条例第10条第2号後段の該当性について

次に、上記(ア)において、一般人が通常入手し得る情報を照合することにより、被害児童・生徒を特定することは困難であると判断した学校名の一部及び加害教員等氏名について、これを公にすることにより、なお被害児童・生徒の権利利益を害するおそれがある情報かどうかについて検討する。

教員による児童・生徒への体罰に至る経緯等が既に開示されている場合、たとえ特定の個人が直接識別されない部分であっても、それを公にすることによって、同じ学校の他の児童・生徒や教員、保護者などの身近な人たちには特定され得るものであり、体罰の事案は通常は児童・生徒にとって不名誉な内容を含んでいるため当該特定によって個人の権利利益を害することはあり得るといふべきである。

また、人格形成の途上にある子供に対しては、成長の過程で特別な保護や配慮が必要であるため、子供の権利利益は特に保護しなければ

ならず、情報の開示に当たっては慎重な判断が必要といえる。

学校名の一部及び加害教員等氏名は、「一般人が通常入手し得る情報」を照合することにより、被害児童・生徒を特定することは困難であると判断したところであるが、本件対象文書では、体罰に至る経緯、被害児童・生徒の言動が開示されているものの、その内容は加害教員側からの視点のものにとどまっている。

そうすると、加害教員側からの視点による記載内容に対し、被害児童・生徒はその記載内容に対する反論ができない中で、学校名の一部や加害教員等氏名が開示されると、同じ学校の他の児童・生徒や教員、保護者などの身近な人たちには特定されるとともに、既に開示されている体罰の原因とされる被害児童・生徒の行為が真実として受けとられ、また、体罰を受けたという不名誉な情報と結びついて、被害児童・生徒の権利利益が害される可能性がある。

また、こうした情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、上記(ア)で特定個人の識別性はないと判断した学校名の一部及び加害教員等氏名については、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

#### イ 児童・生徒の氏名及び出席番号並びに保護者の氏名

児童・生徒の氏名及び出席番号並びに保護者の氏名を表す情報は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文前段の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

また、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、児童・生徒の氏名及び出席番号並びに保護者の氏名を表

す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が、当該情報を不開示としたことは妥当である。

#### ウ 児童・生徒の心身に関する状況

児童・生徒の心身に関する状況を表す情報については、児童・生徒の個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、児童・生徒の心身に関する状況を表す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が、当該情報を不開示としたことは妥当である。

#### エ 被害児童・生徒及び保護者の発言内容

被害児童・生徒及び保護者の発言内容については、人格的利益の保護については慎重に判断すべきであるところ、実施機関や審査会が、発言内容と発言者の人格的利益の結びつきの程度を判断するのは困難である。公知の事実を答えるような場合など、公にしても明らかに人格的利益を侵害するおそれがないと認められるものは例外として、被害児童・生徒及び保護者の発言内容は、一般に発言者の心情が吐露されるなど、当該発言者の人格的利益と結びついたものと推定するのが妥当である。

当審査会において本件対象文書における被害児童・生徒及び保護者の発言内容を見分したところ、明らかに発言者の人格的利益を害さないと認められるものはない。

また、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、被害児童・生徒及び保護者の発言内容は、条例第10条第



2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が、当該情報を不開示としたことは妥当である。

オ 加害教員及び所属長の謝罪等

加害教員及び所属長の謝罪等を表す情報については、個人の人格に密接に結び付く思想や信条を含んだ個人に関する情報である。

当審査会において本件対象文書における加害教員及び所属長の謝罪等を表す発言内容を見分したところ、明らかに発言者の人格的利益を害さないと認められるものはなかった。

また、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、加害教員及び所属長の謝罪等を表す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

カ 加害教員及び所属長の職員番号、勤務年数及び勤務評価

(ア) 職員番号

加害教員及び所属長の職員番号は、実施機関の職員個人に割り振られた番号であり、人事管理の事務において実施機関の職員個人を識別するために利用され、任用形態が変わらない限り不変であることから、条例第10条第2号本文前段の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

また、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、加害教員及び所属長の職員番号は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が、当該情報を不開示としたことは妥当である。

(イ) 勤務年数

実施機関は、加害教員及び所属長の勤務年数を表す情報について、開示した場合、加害教員の氏名ひいては学校名が特定され、加害教員の氏名及び学校名が特定されてしまうと、当該被害児童・生徒の権利利益が侵害されると主張している。

上記ア(イ)のとおり、加害教員の氏名及び学校名が特定されると、被害児童・生徒の権利利益が害される可能性があり、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、これらの情報により、加害教員の氏名及び学校名が識別され得るかについて検討する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、「懲戒処分等審査資料」において、被処分者である加害教員及び所属長の年齢の次に、各々の勤務年数を表す情報が記載されていた。

実施機関によると、これらの情報は、採用以降の通算年数と当該校の所属年数で構成されているとのことであった。

そこで、これらの情報を開示した場合に、なぜ、加害教員の氏名及び学校名が特定されるのか、その具体的な内容を実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- a 対象文書のうち、「顛末書」において、加害教員の担当する教科や学級を開示しており、「懲戒処分等審査資料」において、加害教員の年齢を開示している。
- b 実施機関では、新規採用者や人事異動対象者の氏名及び学校名は、報道発表をしているところであり、学校によっては学校要覧等に所属職員の氏名と担当教科・学級を掲載している。
- c このような状況の中、「懲戒処分等審査資料」に記載された採用以降の通算年数及び当該校の所属年数を開示した場合、採用時期及び異動時期が明らかとなり、これらの情報と既に公になっている報道発表等の情報を合わせれば、対象となる者が限定されるため、「勤務年数」の開示により、加害教員の氏名や学校名が特定されることとなる。

確かに、教職員の新規採用者や人事異動対象者の氏名及び学校名については、新聞に掲載され、広く周知されている。

また、学校要覧については、広島県行政情報コーナーなどで公にされ、何人も閲覧できる状態にある。また、過年度分など公になっていないものであっても、行政文書開示請求制度により入手できるものと考えられる。

そうすると、加害教員及び所属長の勤務年数を表す情報と、上記 a 及び b の情報を照合することにより、加害教員及び学校名を特定できる可能性があり、加害教員及び学校名が特定されると、上記ア(イ)のとおり、被害児童・生徒の権利利益が害される可能性がある。

したがって、加害教員及び所属長の勤務年数を表す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

#### (ウ) 勤務評価

教職員の勤務評価を表す情報は、公務員の職務に関連した情報であっても、個人の資質、名誉にかかわる情報である。そのため、公にされると、例えば、当時同じ学校に勤務していた同僚教員といった当該教職員に身近な人たちには特定され、勤務評価の内容が明らかとなる可能性があり、当該教職員にとっては、個人の評価という重要な権利利益が害されることとなる。

また、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、教職員の勤務評価を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

#### (2) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁

量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

実施機関は、「事情聴取記録」のうち聴取内容と、「懲戒処分等審査資料」のうち「処分等に当たっての検討事項」については、これらを開示することにより、条例第10条第6号ニに挙げられている「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると主張し、不開示としている。

#### ア 「事情聴取記録」における聴取内容

「事情聴取記録」は、加害教員が行った体罰行為について、加害教員及び所属長から事情聴取した際の質問と回答を記録したものである。

当該文書を当審査会で見分したところ、各事案において、聴取者によって質問の内容や聴取の仕方は異なっていた。

事情聴取は、体罰事案に係る事実を解明し、懲戒処分等の量定を決定するために実施するものであるから、実施機関は、加害教員や所属長がありのままの発言をすることができるような環境を整える必要がある。

しかし、このような質問内容が公になると、質問内容が予測可能となるため、今後の事情聴取において、公開を前提とした回答を用意し、事情聴取の場において供述する表現方法を変えることにつながる。

また、回答内容を明らかにすることについても、質問内容をおのずと推測しうるものであるから、同様のおそれがあると認められる。

そうすると、加害教員や所属長から率直な心情を把握することが困難になり、今後事情聴取を行う際に、正確な事実関係の把握に実質的な支障が生じる蓋然性があると認められる。

したがって、「事情聴取記録」における聴取内容は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

#### イ 「処分等に当たっての検討事項」における各項目の内容部分

「処分等に当たっての検討事項」は、「懲戒処分等審査資料」の別紙として、処分量定の決定等を行うに当たっての留意事項や検討事項を記載したものである。

実施機関は、当該文書の不開示とした部分を公にすると、懲戒処分等における実施機関の行う人事管理に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

当該文書を当審査会で見分したところ、当該文書は、実施機関が、当該事案の懲戒処分等の量定判断に必要と考え取捨選択した事案の内容及び経過に係る情報、具体的な検討及び考慮すべきその他の情報等、懲戒処分等の量定判断の過程が推測できるものであり、これらを公にすると、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に実質的な支障が生じる蓋然性があると認められる。

したがって、「処分等に当たっての検討事項」における各項目の内容部分は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

## **2 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## **3 結論**

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 実施機関が説明する各文書に対する不開示部分とその理由

区分	行政文書の件名	開示しない部分	開示しない理由
事案 1	平成27年6月17日付け被処分者顛末書	学校名の一部 被処分者の氏名及び印影 生徒の氏名 保護者の発言内容 被処分者の謝罪等を表す部分	条例第10条第2号に該当 ・学校名や被処分者が特定される結果、特定の被害児童・生徒等が識別されうる。 ・特定の個人を識別することはできないが、関係者の発言内容など、公にすることにより、個人の人格等の権利利益が侵害されるおそれがある。 (以下の条例第10条第2号該当事案についても同じ。)
〃	平成27年6月5日付け所属長顛末書	学校名の一部 所属長の氏名及び印影 被処分者の氏名 生徒の氏名	
〃	事情聴取記録	学校名の一部 被処分者の氏名 所属長の氏名 聴取内容	条例第10条第2号に該当  条例第10条第6号に該当 [公にすることにより、正確な事実関係の把握など、公正かつ円滑な懲戒処分等の執行に支障が生じることについて具体的な蓋然性がある。 (以下の条例第10条第6号該当事案についても同じ。)]
〃	懲戒処分等審査資料	学校名の一部 被処分者の氏名、職員番号、勤務年数並びに勤務態度及び勤務評価を表す部分 所属長の氏名、職員番号、勤務年数並びに勤務態度及び勤務評価を表す部分	条例第10条第2号に該当
〃	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	条例第10条第6号に該当
事案 2	平成27年6月24日付け被処分者顛末書	学校名の一部 被処分者の氏名及び印影 生徒の氏名 関係教員の氏名 被処分者の謝罪等を表す部分	条例第10条第2号に該当

〃	平成27年6月26日付け所属長顛末書	学校名の一部 所属長の氏名及び印影 被処分者の氏名 児童の氏名及び心身に関する状況 保護者の氏名及び発言内容 関係教員の氏名 所属長の謝罪等を表す部分	条例第10条第2号に該当
〃	事情聴取記録	学校名の一部 被処分者の氏名 所属長の氏名 聴取内容	条例第10条第2号に該当  条例第10条第6号に該当
〃	懲戒処分等審査資料	学校名の一部 被処分者の氏名 所属長の氏名、勤務年数並びに勤務態度及び勤務評価を表す部分	条例第10条第2号に該当
〃	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	条例第10条第6号に該当
事案3	平成27年7月23日付け被処分者顛末書	学校名の一部 被処分者の氏名及び印影 生徒の氏名 被処分者の謝罪等を表す部分	条例第10条第2号に該当
〃	平成27年7月23日付け所属長顛末書	学校名の一部 所属長の氏名及び印影 被処分者の氏名 生徒の氏名 関係教員の氏名 被処分者の謝罪等を表す部分	条例第10条第2号に該当
〃	事情聴取記録	学校名の一部 被処分者の氏名 所属長の氏名 聴取内容	条例第10条第2号に該当  条例第10条第6号に該当
〃	懲戒処分等審査資料	学校名の一部 被処分者の氏名、勤務年数並びに勤務態度及び勤務評価を表す部分 所属長の氏名、勤務年数並びに勤務態度及び勤務評価を表す部分	条例第10条第2号に該当

〃	処分等に当たっ ての検討事項	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事 案 4	平成 27 年 12 月 11 日付け被処分 者顛末書	学校名の一部 被処分者の氏名及び印影 生徒の氏名, 出席番号及 び発言内容 被処分者の謝罪等を表す 部分	条例第 10 条第 2 号に該当
〃	平成 28 年 1 月 28 日付け所属長顛 末書	学校名の一部 所属長の氏名及び印影 被処分者の氏名 生徒の氏名, 出席番号, 発 言内容及びアンケートに 対する回答内容 関係教員の氏名 被処分者及び所属長等の 謝罪等を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
〃	事情聴取記録	学校名の一部 被処分者の氏名 所属長の氏名 関係教員の氏名 聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当  条例第 10 条第 6 号に該当
〃	懲戒処分等審査 資料	学校名の一部 被処分者の氏名 所属長の氏名, 勤務年数 並びに勤務態度及び勤務 評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
〃	処分等に当たっ ての検討事項	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事 案 5	平成 27 年 12 月 28 日付け被処分 者顛末書	学校名の一部 被処分者の氏名及び印影 生徒の氏名 保護者の発言内容 被処分者の謝罪等を表す 部分	条例第 10 条第 2 号に該当
〃	平成 27 年 12 月 28 日付け所属長 顛末書	学校名の一部 所属長の氏名及び印影 被処分者の氏名 生徒の氏名及び出席番号 保護者の発言内容 関係教員の氏名	条例第 10 条第 2 号に該当
〃	事情聴取記録	学校名の一部 被処分者の氏名, 職員番 号, 勤務年数	条例第 10 条第 2 号に該当



		所属長の氏名 聴取内容	条例第 10 条第 6 号に該当
〃	懲戒処分等審査 資料	学校名の一部 被処分者の氏名，勤務年 数並びに勤務態度及び勤 務評価を表す部分 所属長の氏名，勤務年数 並びに勤務態度及び勤務 評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
〃	処分等に当たっ ての検討事項	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月9日	・ 諮問を受けた。
令和4年9月30日 (令和4年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年10月27日 (令和4年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年11月29日 (令和4年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年12月22日 (令和4年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年1月31日 (令和4年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授